

／ ライフケアサポート情報誌 ／

# こもれび

K O M O R E B I

特集

住み慣れたご自宅で  
安心して  
暮らし続けるために…



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 鹿児島県済生会  
済生会鹿児島地域福祉センター  
〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号  
TEL.099-284-8250 FAX.099-284-8252  
□ <http://www.saiseikai-kg.jp>

2014

vol.8

SUMMER

# 住み慣れたご自宅で 安心して 暮らし続けるために・・・

「住み慣れた自宅で安心して暮らし続けたい」と多くの方々が望まれていると思いますが、かつての大家族から家族構成は大きく変化し、現実的には独居や高齢者のみの世帯の顕在化など、ご自宅での生活の継続が困難になりつつあります。

平成12年に開始以来12年が経過した介護保険制度は高齢者がご自宅で生活していく上で、在宅介護の大きな柱として重要な役割を担っています。

前回の施設版に続き今回は、主に要介護1～5の方を対象に、介護保険制度で利用できる在宅サービスや、介護保険制度以外で鹿児島市が独自で在宅向けに提供している各種サービスの一部及び、訪問看護・訪問介護(ホームヘルプ)など各事業所が各々提供する介護サービスについてその概要をご紹介します。



# 介護保険制度で利用できるサービス

介護保険制度で要介護1～5の人が必要に応じて利用できるサービスの概要は次のとおりです。

※利用者負担額は原則として以下の「サービス費用のめやす」の1割です。

※これらの費用に利用する事業所ごとの職員の専門性や業務の特性に応じた費用が加算される場合があります。

	サービスの種類	サービスの概要	サービス費用のめやす
通所して利用する	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や生活行為向上のための世話を日帰りで行います。	要介護度に応じて <b>6,950円～11,970円</b> ※通常規模の事業所で7時間以上9時間未満(送迎費を含む)
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の介護や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。	要介護度に応じて <b>6,770円～12,830円</b> ※通常規模の事業所で6時間以上8時間未満(送迎費を含む)
訪問を受けて利用する	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・看護職員などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師または歯科医師による指導 <b>5,030円</b> (1ヶ月に2回まで)
	通所介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。	身体介護 <b>2,550円</b> (20分以上30分未満)  生活援助 <b>1,910円</b> (20分以上45分未満) ※早朝・夜間・深夜は加算あり
	訪問入浴介助	看護職員と介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介助を行います。	<b>12,590円</b>
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	20分以上リハビリテーションを行った場合 <b>3,070円</b>
	訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーションからの訪問の場合 <b>4,740円</b> (30分未満)



	サービスの種類	サービスの概要	サービス費用のめやす
居宅での暮らしを支える	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差改修等の住宅改修をした際、20万円を上限に費用の9割を支給します。	事前の申請が必要です。 ※詳細は市町村にお問い合わせください
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。	・車椅子・特殊寝台・歩行器 ・歩行補助杖・手すり ・床ずれ防止用具 ・移動用リフト
	特定福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、年間10万円を上限に購入費の9割分を支給します。	・腰掛便座・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部品・簡易浴槽 ・移動用リフトつり具
短期間入所する	短期入所生活/療養介護	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。	要介護度に応じて 短期入居生活介護 <b>6,860円～9,640円</b> ※介護福祉施設(併設型・多床室)  短期入所療養介護 <b>8,310円～10,490円</b> ※介護老人保健福祉施設(多床室)

※介護サービスの利用にあたっては「ケアプラン」の作成が必要です。  
詳細については担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)にご相談ください。

## 1, 利用者の負担は、原則として費用の1割を負担します。

ケアプランに基づいてサービスを利用した場合、サービス提供事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の**1割**です。

## 2, 介護保険で利用できる額には上限があります。

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決められています。  
(上限額を超えてサービスを利用した場合には超えた分は全額利用者の負担になります。)

### 〈サービス費用のめやす〉

#### 1ヶ月の主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額	※支給限度額が適用されないサービス
要介護1	166,920円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅療養管理指導</li> <li>● 特定施設入居者生活介護</li> <li>● 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)</li> <li>● 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>● 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> <li>● 特定福祉用具販売</li> <li>● 住宅改修費支給</li> </ul>
要介護2	196,160円	
要介護3	269,310円	
要介護4	308,060円	
要介護5	360,650円	

※本稿は鹿児島市発行の『平成26年度版/わたしたちの介護保険』を参考にして作成しました。



# 介護保険制度以外の福祉サービス(鹿児島市)

鹿児島市が実施している自宅で生活している高齢者向けのサービスの一部の概要を紹介します。

※利用を希望されるサービスによって対象要件等各種利用条件があります。

※詳細については下記長寿支援課にお問い合わせください。

	サービスの種類	サービスの概要	特記事項
一人暮らしの高齢者の方へ	福祉電話の設置	孤独感の解消、安否確認、生命の安全を図るために福祉電話を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現に電話が設置されていない世帯であること</li> <li>●基本通話料を市が負担</li> </ul>
	一人暮らし高齢者等安心通報システム	一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう緊急通報用の機器を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民税の所得割課税世帯は1,000円/月の利用料が必要(その他は無料)</li> </ul>
	心をつなぐ訪問給食	定期的に安否確認を必要とする独居高齢者等に食事を配食。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要支援2以上は昼食、夕食を週各6回以内。以下は昼食を週に3回以内)利用可</li> </ul>
	福祉用具の給付	介護保険給付対象外の福祉用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手押し車・電磁調理器・火災報知器・自動消火器・吸引機等</li> </ul>
寝たきりの高齢者の方へ	理髪・美容サービス	家庭を理容・美容業者が訪問し、理髪・美容サービスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者は65歳以上で要介護3以上の在宅高齢者</li> <li>●年3回以内</li> </ul>
	寝具洗濯サービス	寝たきり高齢者の寝具の洗濯・消毒・乾燥を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者は65歳以上で要介護3以上の在宅高齢者</li> <li>●年3回以内</li> </ul>
	介護手当の支給	在宅の寝たきり高齢者等を介護している家族の方に介護手当を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者65歳以上で要介護3以上の在宅高齢者と同居6か月以上介護している方等</li> </ul>
	家族介護慰労金の支給	在宅の寝たきり高齢者等の介護者に慰労金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険で要介護4以上の在宅高齢者で過去1年間介護保険のサービス利用なしの方を介護している家族等</li> </ul>
	紙おむつ等の助成	紙おむつ等使用の65歳以上の方を介護している家族の負担軽減のため一部助成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現物を支給、または現金の一部を助成します。</li> <li>●要介護度等に応じて支給します。</li> </ul>
	訪問歯科診療	訪問し歯科診療を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険診療により一部負担あり</li> </ul>

※問合せ先⇒長寿支援課 / 電話:099-216-1266 / E-Mail : chouju@city.kagoshima.lg.jp



介護サービス利用例

介護保険サービスの利用にあたっては、具体的なケアプラン(居宅サービス計画といいます)を作成する必要があります。ケアプランは介護支援専門員が中心になって利用者やその家族の意向、利用者の身体状況や生活環境、主治医の意見等を踏まえて最適なプランを作成し、ヘルパーやデイサービスなどの事業者と調整しながら利用を開始することになります。

ケアプランは利用者毎にそれぞれ異なるため、いわゆるモデルプランの提示は困難ですが、どんなサービスがどれくらい利用できて、どれだけの費用がかかるかをイメージするために、要介護1と3のレベルにおける簡易な介護サービス利用プランを例示します。

要介護1 独居・必要な支援⇒食事・洗濯・買い物・居室の清掃・入浴

	月	火	水	木	金	土	日
朝			デイサービス				デイサービス
昼	訪問給食	訪問給食		訪問給食	訪問給食	訪問給食	
夜	訪問給食	訪問給食	訪問給食	訪問給食	訪問給食	訪問給食	
その他	歩行器	歩行器	歩行器	歩行器	歩行器	歩行器	歩行器

<費用のおおよそのめやす>

デイサービス:6,700円×9回=60,300円/歩行器レンタル:5,000円/月

●ヘルパー(生活支援3):2,600円×4回=10,400円

介護保険利用合計金額 75,700円×10%=7,570円⇒ご利用者負担額(月額)

●上記のほか、デイ利用時食事代:500円×9回=4,500円/訪問給食:400円×46食=18,400円

※訪問給食は介護保険対象外のサービスで鹿児島市が実施しています。

要介護3 必要な支援⇒食事・排泄・入浴・短期入所(3日/月)利用

	月	火	水	木	金	土	日
朝			デイサービス		デイサービス		
昼	デイサービス	ヘルパ(身)	デイサービス	ヘルパ(身)	デイサービス	訪問給食	
その他1	特殊寝台	特殊寝台	特殊寝台	特殊寝台	特殊寝台	特殊寝台	特殊寝台
その他2	車椅子	車椅子	車椅子	車椅子	車椅子	車椅子	車椅子

<費用のおおよそのめやす>

デイサービス:7,632円×12回=91,584円/福祉用具レンタル計:16,500円/月

●ヘルパー:2,550円×8回=20,400円/訪看4,740円×4回=18,960円/短期入所:2,957円×3日=8,871円

介護保険利用合計金額 156,315円×10%=15,630円⇒(ご利用者負担額)(月額)

●上記のほかに、デイ利用時食事代:500円×12回=6,000円/短期入所食事代1,350円×2日=2,700円

※利用料等は施設・事業所や利用者の所得等によって異なりますので、実際のご利用にあたっては担当のケアマネージャーにご相談ください。

あなたの安心と笑顔を支えたい…

## なでしこ訪問看護ステーション



### ● 誰が来てくれるの？

訪問看護は、看護師が居宅を訪問して療養上の世話・必要な診療の補助を行う看護です。

※看護師10名、理学療法士6名の16名、24時間体制で対応させていただきます。

※スタッフの8割以上は、訪問看護師として3年以上の経験を有する看護師です。

### ● どんな人が受けられるの？

疾病・障害を持ち、療養生活を送られている方(支えている家族もサポートします)にかかりつけ医の指示に基づいて必要なサービスを提供します。

### ● 訪問看護って何をしてくれるの？

健康状態の観察と助言	健康状態・特別な病状の観察と助言・心の健康チェックと助言
日常生活の看護	清潔のケア(入浴介助・清拭・洗髪・足浴・手浴など) 食生活・排泄のケア・療養環境の整備 寝たきり予防の為のケアコミュニケーションの援助
特別な処置・管理	チューブ類の管理・床ずれの処置・医療機器装着中の方の看護 その他、医師の指示による点滴等の処置・管理など
終末期の看護	痛みのコントロール・療養生活の援助・看取りの体制への相談・ アドバイス・本人・家族の精神的援助
在宅リハビリテーション看護	体位交換・関節などの運動や動かし方 日常生活動作の訓練(食事・排泄・移動・入浴・歩行など) 外出やリハビリテーションの支援・福祉用具(ベッド・トイレ・ 車椅子・食器など)の利用相談・生活の自立・社会復帰への援助
認知症の看護	認知症に対する看護・介護相談・生活リズム調整 コミュニケーションの援助・事故防止のケア

その他、様々な在宅ケアサービス(社会資源)の使い方相談・介護者の相談に応じます。

### ● 訪問看護を利用するには？

お近くの訪問看護ステーションまたは、ケアマネージャー・長寿あんしん相談センター・主治医・かかりつけ医の所属医療機関の連携室・地域の民生委員にご相談ください。



ひとりで抱え込まず専門家の手助けを・・・

## 訪問介護(ホームヘルプ)

訪問介護は、ホームヘルパー(訪問介護員)が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や、主に、ひとり暮らしの要支援・要介護者の炊事、洗濯、掃除といった家事など日常生活のお手伝いをします。

### 身体介護

- 食事、入浴、排泄の介助・衣類の着脱や体位交換
- 洗髪、爪きり、身体の清拭・通院の介助など

〈費用のめやす〉

生活援助(20分以上45分未満)⇒**2,550円**

### 生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯、掃除、買い物など

※生活援助を利用できるのは、次の場合です。

- ①利用者が一人暮らし
- ②利用者の家族などが、障害や疾病の場合
- ③利用者の家族などが、障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合

〈費用のめやす〉

生活援助(20分以上45分未満)⇒**1,910円**



### こんなサービスは介護保険の対象になりません!

#### ※家族のための援助や、家族が行うことが適当である行為

本人以外の家族のための家事、本人が使用する部屋以外の清掃、来客への応接、自動車の洗車など。

#### ※日常生活の援助に該当しない行為

草むしり、花木の水やり、ペットの世話、大掃除、家屋の修理、正月や節句など特別手間をかけて行う修理など

※上記〈費用のめやす〉は要介護1～5の方に適用されます。この費用に、事業所毎の職員の専門性や配置、業務の特性に応じた費用が加算される場合があります。

※参考資料:『平成26年度版/わたしたちの介護保険』(鹿児島市発行)



## —介護支援専門員の事例から—

### スミさん:84歳(要介護3)の場合

スミさんは6ヶ月前に自宅で脳梗塞を発症し、入院して治療とリハビリを頑張ってきました。後遺症で右麻痺が残ってしまい、入院前のように簡単な家事はおろか、身の回りの事も十分に出来なくなってしまいました。自宅は集合住宅で、長女さんと二人暮らし。自宅に帰ってからも利き手が使えないことで悲観的になり、食事も摂れない状態まで落ち込んでいました。長女さんは会社務めで夜勤の日もあり、その間スミさんは一人で不安を抱えながらの夜を過ごしていました。やがて長女は仕事と介護の両立に疲れ果て、心療内科へ通うこととなり、仕事も休みがちになりました。

途方に暮れた中でケアマネジャーに相談したところ、退院後に出来ていた動作(自分で座る事・食べる動作・車椅子やトイレに移る動作等)が出来なくなり、廃用性症候群(使わないことで機能や状態が低下する事、筋力低下、関節拘縮、床ずれ等)が起こっている状態であることが判明。

ケアマネジャーは本人、長女と今後予測される事などを話し、まずは自宅でしっかり座る動作が保てるようになる事などを目指し、リハビリと食事、入浴、家族不在時の介護体制について検討していくこととなりました。

#### ケアプランの概略

デイケア週3回+ショートステイ月5日の場合、一月で18000円程度(食事代、お部屋代は別途必要)

- 離床して毎食座って食事を摂る。
- 台拭き、配膳、歯磨きなど座って出来る動作に挑戦する
- 日中P-トイレ排泄

#### スミさんの役割



- トイレの世話
- 食事準備
- 洗濯、着替え介助
- 通院付き添い
- 服薬管理

#### 長女さんの役割



- リハビリ評価と実施
- 食事提供、入浴介助
- レクリエーション行事等の提供
- 生活リハビリ(排泄動作訓練等)

#### デイケア



- 家族不在時の介護体制確保
- 排泄動作訓練
- 食事の提供
- 入浴介助
- 介護方法の提案

#### ショートステイ



スミさんの望み:娘に迷惑をかけず、自宅で簡単な家事などこなし、役割をもって過ごしたい。

3ヵ月後…本人は自宅での役割として、長女さんの帰りを自宅で車椅子に座った状態で待っていて、長女さんの仕事の悩みを聞いたりすることや、留守番をして荷物の受け取りや、電話番号などできるようになりました。日中に定期的に外出し、他の高齢者との交流を深める事で、意欲が向上したと長女さんも喜んでいました。また、長女さんが夜勤の日にも安心して介護を受けられる体制が整い、スミさんも長女さんも笑顔を取り戻されました。これからはトイレの動作や食事の配膳など出来る動作を増やしていきたいと話しています。

※上記に示した料金は一般的な料金です。介護度、利用する事業所や施設によって料金は異なります。

お互い出来る事は、頑張らないとね。  
元気になって、長女を少しでも助けなきゃ!



## 鹿児島ふるさと物産館へ遊びに行きました。

武岡台デイサービスセンターでは5月25日から1週間、鹿児島市七ツ島の「鹿児島ふるさと物産館」への外出行事を企画し、延べ約90名が参加されました。

参加者からは「初めて来たが食事も美味しく、買物も出来てよかった。」「昔家族と来た事がある懐かしい思いで楽しみにして来たが、大分雰囲気が変わってしまって少し残念。」「食事が豪華だった。ガネ(さつま芋と野菜の天ぷら)が珍しかったが少し固くて食べきれなかった。」と思いきいに楽しんでいただけた様子。

帰りは湾岸を経由して帰路に着きましたが、マリンポートや新しく開通した湾岸の道路や橋に「ずいぶん便利になって景色も素晴らしい。普段来る事がないところにこれで良い見物になった。」との感想も聞かれました。

武岡台デイではこれからも利用者の皆様方のご意見やご要望をうかがいながら喜んでいただけるイベントを企画して参ります。

次回は『涼味満点!そうめん流し』を計画中です。皆様お楽しみに・・・



## 花壇がきれいになりました。

5月23日、武岡地区の民生委員・児童委員協議会の皆様17名の方においでいただきグループホーム武岡ハイランドの中庭やケアハウス棟周りの除草と、花だんに花の苗の植え付けをしていただきました。

雑草に覆われていた施設玄関前の花だんはきれいに整地され、入居者の皆様と一緒に百日草・マリーゴールド・メランポジウムなど約100本の色とりどりの初夏の花が植え込まれました。

武岡民協は毎年2回ボランティアで福祉センターの環境整備を支援していただいています。毎回持参いただいているタオルの寄贈に加えて今回は環境エコプロジェクトの一環として福祉センターが実施しているエコキャップの回収にもご協力をいただきました。



## 濟生会物語〈その三〉

### 三、トンネル長屋

大正7年8月20日の空は蒼（あお）い。今日も灼けるような炎天。豆腐屋・煮豆屋・二膳飯屋・下駄の齒入れ屋・総菜屋。雑多な小店の並ぶ表通りから細い路地を入ればここが本所横山町のトンネル長屋である。

錆びたトタン屋根の軒先は重なり合うように70件の集落を造り・・・「皆さーん。濟生会の巡回看護班だよ。1号長屋の黒田さん宅に集まってくださーい。」用務員が濟生会の旗を担いで路地小路を触れ歩く。

看護班の編成は女医、看護婦、用務員の3人であるが、今日は海軍1等水兵の経歴を持つ青木書記が護衛を兼ねてついて来る。この日の患者は21人。30歳を出たばかりの当番医福岡女医は、額の汗も拭わず安井看護婦を助手に、てきぱきと診療を進めている。

長屋全員の16%にあたる41人は、不潔に基因する結核や皮膚病、トラホームに罹り、赤痢、疫病等の経口感染症を出したこともある。

日本の社会事業史の中で、大正期における窮民診療の90%は濟生会が担当したといわれる。

〔濟生会物語〕堀賢次著から転載

## 〈基本理念〉 「救療済生」の済生会精神に則り、福祉に貢献する。

### 〈基本方針〉

1. 私達は、利用者から信頼され、満足していただける介護・福祉を目指して、常に利用者の立場に立ち、利用者の気持ちになって介護を行います。
2. 私達は、利用者の権利を尊重し、その意思に添えるよう努めます。
3. 私達は、常に利用者の安全に気を配り、安心して介護が受けられるように努力します。
4. 私達は、最新の介護知識や介護技術の習得に研鑽します。
5. 私達は、地域の人々と交流を図り、人々が求めている要望に応えられるよう努力します。

### 〈利用者の権利〉

1. その人格を尊重される権利があります。
2. 社会的地位・国籍・人種・宗教・性別などにより差別を受けることなく、公正・平等に介護を受ける権利があります。
3. 自分が受けている介護に関するすべての情報について知る権利があります。
4. 自分に関するすべての個人的情報を守ってもらう権利があります。

#### 特別養護老人ホーム 高喜苑

〔介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-284-8253 FAX 099-284-8252

#### 訪問入浴センター 高喜苑

〔指定訪問入浴介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4731 FAX 099-283-4733

#### シルバーフラット武岡台

〔軽費老人ホーム／ケアハウス〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6870 FAX 099-283-6871

#### 訪問給食センター 高喜苑

〔鹿児島市委託事業所・配食事業〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4730 FAX 099-283-4732

#### 指定居宅介護支援センター高喜苑

〔指定居宅介護支援事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-4737 FAX 099-283-4733

#### グループホーム武岡5丁目

〔認知症対応型共同生活介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目16番23号

TEL 099-282-6081 FAX 099-283-3533

#### 武岡台デイサービスセンター

〔指定通所介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6880 FAX 099-283-6872

#### グループホーム武岡ハイランド

〔認知症対応型共同生活介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-7231 FAX 099-283-7232

#### ホームヘルプステーション 高喜苑

〔指定訪問介護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-283-6875 FAX 099-283-6876

#### なでしこ訪問看護ステーション

〔指定訪問看護事業所〕

〒890-0022 鹿児島市小野町2427番地2

TEL 099-281-9292 FAX 099-283-4733

#### 済生会サポートセンターなでしこ

〔定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-283-6875 FAX 099-283-6876

#### デイサービスセンター 高喜苑

〔認知症対応型通所介護事業所〕

〒890-0031 鹿児島市武岡5丁目51番10号

TEL 099-284-8254 FAX 099-284-8255

## 編集 後記

6月18日に「地域医療・介護推進法」が成立し、来年4月から段階的に施行されることになりました。介護保険関係では、低所得者層の保険料軽減が拡充される一方、①特養の新規入居を原則「要介護3」以上に限定。②「要支援」の通所・訪問介護サービスの市町村事業への移行。③一定の所得がある方の自己負担割合を2割に引き上げなどが盛り込まれています。社会保障の安定財源の確保を目的に来年10月には10%に引き上げられる予定の消費税増税。「無い袖は振れぬ」ですまされるのか・・・